

平成 29 年 5 月 30 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託銀行の「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワード シップ・コード》改訂への対応について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:大久保 哲夫)の子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」)は、本日、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワード シップ・コード》(以下「本コード」)の改訂を踏まえ、公表事項を更新しましたので、お知らせいたします。

本コードの改訂では、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」に深化させていくことが必要であるとの考えのもと、従来の 7 つの原則は変更せずに指針の改訂がなされており、運用機関のガバナンス・利益相反管理やパッシブ運用における対話、議決権行使結果の公表の充実、運用機関の自己評価等が新たに盛り込まれています。

三井住友信託銀行は、これらの改訂された指針の内容を踏まえ、特に議決権行使に関しては、可視性を一層高める観点から、受託資産の運用に際して保有する日本株式の議決権行使結果について、全投資先個別企業、個別議案、および個別取締役候補者の賛否を公表します。また、公表に際しては、外部情報ベンダーが提供する客観的情報に基づき三井住友信託銀行の取引先(銀行業務、証券代行業務)の特定化を行い、投資先企業との関係を明確にします。なお、個別開示は四半期毎に行うこととし、第 1 回目は 4~6 月総会分の個別開示を 8 月に行う予定です。

また、三井住友信託銀行は、スチュワードシップ活動に関する透明性の向上を目的として、独立性の担保された外部人材が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」(以下諮問委員会)を平成 29 年 1 月に設置しております。本コードの実施状況に関する自己評価においても、諮問委員会への諮問を行い、その評価結果を公表することで透明性を高めてまいります。

本コードへの対応方針につきましては、ホームページにおいて開示しております。

[日本版スチュワードシップ・コードへの対応](#)

三井住友信託銀行は、本コードへの対応を積極的に推進することにより、スチュワードシップ活動を通じて、投資先の日本企業の企業価値の向上や持続的成長を促し、顧客(受益者)の中長期リターンを最大化を図る責任(スチュワードシップ責任)を適切に果たしてまいります。

以上